

鳥取県立米子高等学校BYOD利用ルール（生徒用）

1 目的

本ルールは、鳥取県立米子高等学校において生徒自らが使用するスマートフォン等の端末（以下、「端末」という。）を利用する（当該行為を「BYOD」という。）ために適切な運用を図ることを目的とする。

2 利用期間等

BYODとしての端末利用期間は、令和2年4月20日から令和3年3月31日までとする。また、利用時間帯は原則として午前9時から午後5時までとするが、学校行事等で教職員の許可がある場合はこの限りではない。

3 利用可能範囲

学習活動や部活動、学校行事等の教育活動に関係することであれば、Webブラウザによるインターネット閲覧による調べ学習、クラウド学習サービスの利用、電子メールでのやり取りを認める。

なお、学校内コンセントを用いた端末の充電は原則禁止とする。

4 利用上の注意点

校内でBYOD端末を利用する生徒（以下「ユーザ」という。）は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

また、教職員の指示があるとき以外、端末は電源を切り、鞆の中に入れておくこと。

- (1) 利用は、教育上必要な場合に限る。
- (2) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用または提供してはならない。
- (3) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- (4) 誹謗中傷に当たる行為を行ってはならない。
- (5) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (6) データ送受信の際には、校内のネットワークに接続してはならない。
- (7) 学校が禁止する行為を行ってはならない。
- (8) 法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行ってはならない。
- (9) 学校が不適切と判断する行為を行ってはならない。

5 利用の制限及び停止

教育委員会及び学校は、ユーザが前項に定める事項に違反した場合又は不適切な利用と認められる場合、ユーザの利用を制限又は停止することがある。

6 クラウド学習サービスおよび電子メールの認証ユーザID（以下認証ユーザID）の管理

- (1) ユーザは、認証ユーザIDのパスワードを他人に知られることがないように、適切に管理しなければならない。
- (2) ユーザは、認証ユーザIDのパスワードが漏えい若しくはその可能性がある場合、教職員に報告し、変更申請を行わなくてはならない。
- (3) パスワードは、1年に1回以上変更するものとし、毎4月には必ず変更する。

7 端末のセキュリティ対策

- (1) ユーザは、端末のOSのバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければならない。
- (2) アンチウイルスソフトウェアを導入可能な端末を利用しているユーザは、当該端末にアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければならない。

8 認証ユーザIDの廃止

ユーザは、休学、転学及び退学の場合、認証ユーザID情報を端末から削除しなければならない。

9 その他

- (1) ユーザは、ネットワークの不具合や不正利用等を覚知したときは、速やかに教職員に報告する。
- (2) 教育委員会及び学校は、端末でのWebブラウザの利用、クラウド学習サービスの利用、電子メールの利用に関連してユーザに生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 教育委員会及び学校は、ユーザに対し、クラウド学習サービス、電子メールを間断なく提供する義務を負うものではなく、何らかの理由によりこれらがユーザに提供されなかった場合においても、教育委員会及び学校はそのことによりユーザに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- (4) 教育委員会及び学校は、BYODにおいて得る情報等に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わない。
- (5) 教育委員会及び学校は、ユーザが使用する端末（当該端末にインストールされているソフトウェアを含む）について一切動作保証を行わない。
- (6) 教育委員会及び学校は、ユーザが、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない。

附 則

この規定は、令和2年4月20日から施行する。